

千葉県教育委員会規則第四号

千葉県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県文化財保護条例施行規則（昭和三十年千葉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第二章 指定有形文化財（第二条―第十七条）」

第三章 指定無形文化財（第十八条・第十九条）」

第四章 指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財（第二十条・第二十一条）」

第五章 指定史跡名勝天然記念物（第二十二条―第二十六条）」

「第二章 有形文化財

第一節 指定有形文化財（第二条―第十七条）」

第二節 登録有形文化財（第十七条の二―第十七条の十）」

第三章 無形文化財

第一節 指定無形文化財（第十八条・第十九条）」

第二節 登録無形文化財（第十九条の二）」

第四章 民俗文化財

第一節 指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財（第二十条・第二十一条）」

第二節 登録有形民俗文化財（第二十一条の二―第二十一条の四）」

第五章 記念物

第一節 指定史跡名勝天然記念物（第二十二条―第二十六条）」

第二節 登録記念物（第二十六条の二―第二十六条の五）」

改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 有形文化財

第二章中第二条の前に次の節名を付する。

第一節 指定有形文化財

第十一条中「第十四条第二項ただし書の規定により許可を受けることを要しない場合は、」を「第十四条第一項ただし書に規定する維持の措置は、現状変更のうち」に、「の一」を「に掲げる場合のいずれか」に、「場合と」を「ものと」に改め、同条第一号中「き損して」を「毀損して」に、「許可を受けたとき」を「現状変更の後」に改め、同条第二号中「き損して」を「毀損して」に、「き損の」を「毀損の」に、「をする」を「を執る」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第二節 登録有形文化財

（登録証）

第十七条の二 条例第十九条の二第七項に規定する登録証（以下「登録証」という。）は、別記第十一号様式の二のとおりとする。

（登録証の再交付申請）

に

を

」

第十七条の三 登録証を滅失し、若しくは毀損し、又は亡失し、若しくは盗難に遭つたときは、登録証再交付申請書（別記第十一号様式の三）を提出することができる。

（管理責任者の選任及び解任の届出）

第十七条の四 条例第十九条の四第三項において準用する条例第六条第三項の規定による管理責任者を選任し、又は解任したときの届出は、登録有形文化財管理責任者選任（解任）届出書（別記第十一号様式の四）によるものとする。

（所有者変更等の届出）

第十七条の五 条例第十九条の四第三項において準用する条例第七条第一項の規定による所有者の変更の届出は、登録有形文化財所有者変更届出書（別記第十一号様式の五）によるものとする。

2 条例第十九条の四第三項において準用する条例第七条第二項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、登録有形文化財所有者氏名等変更届出書（別記第十一号様式の六）によるものとする。

（滅失、毀損等の届出）

第十七条の六 条例第十九条の四第三項において準用する条例第八条の規定による全部又は一部の滅失若しくは毀損又は亡失若しくは盗難に遭つた場合の届出は、登録有形文化財滅失（毀損）（亡失）（盗難）届出書（別記第十一号様式の七）によるものとする。

（所在の場所の変更届）

第十七条の七 条例第十九条の四第三項において準用する条例第九条の規定による所在の場所の変更の届出は、登録有形文化財所在場所変更届出書（別記第十一号様式の八）によるものとする。

（所在の場所の変更の届出を要しない場合等）

第十七条の八 条例第十九条の四第三項において準用する条例第九条ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 条例第十九条の五第一項の規定による届出をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 条例第十九条の四第三項において準用する条例第九条の規定により届出を行つて所在の場所を変更した後、登録有形文化財所在場所変更届に記載した時期において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証に記載された所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

三 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

四 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

2 第八条第二項の規定は、条例第十九条の四第三項において準用する条例第九条ただし書の規定により所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合について準用する。

（現状変更の届出）

第十七条の九 条例第十九条の五第一項の規定による現状変更の届出は、登録有形文化財現状変更届出書（別記第十一号様式の九）によるものとする。

2 前項の届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

第十七条の十 条例第十九条の五第一項ただし書に規定する維持の措置は、現状変更のうち次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するものとする。

一 建造物である登録有形文化財にあつては、登録当時の原状（登録有形文化財の現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の四分の一以下であるとき（移築の場合を除く。）。

二 建造物以外のものである登録有形文化財にあつては、当該登録有形文化財が毀損している場合において、その価値に著しい影響を及ぼすことなく当該登録有形文化財をその登録当時の原状（登録有形文化財の現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。

三 登録有形文化財が毀損しており、又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執るとき。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 無形文化財

第三章中第十八条の前に次の節名を付する。

第一節 指定無形文化財

第三章に次の一節を加える。

第二節 登録無形文化財

(保持者の氏名変更等の届出)

第十九条の二 前条第一項の規定は、条例第二十五条の四前段の規定により届け出なければならない場合について準用する。

2 次の各号に掲げる場合における条例第二十五条の四の規定による届出は、それぞれ当該各号に定める届出書によるものとする。

一 前項において準用する前条第一項第一号及び第二号の場合並びに保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、又は構成員に異動を生じた場合 登録無形文化財保持者（保持団体）氏名等変更届出書（別記第十六号様式の一）

二 前項において準用する前条第一項第三号の場合 登録無形文化財保持者故障届出書（別記第十六号様式の一）

三 前項において準用する前条第一項第四号の場合及び保持団体が解散した場合 登録無形文化財保持者（保持団体）死亡（解散）届出書（別記第十六号様式の一）

第四章の章名を次のように改める。

第四章 民俗文化財

第四章中第二十条の前に次の節名を付する。

第一節 指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財

第二十条の見出し中「の規定の」を「に關する」に改め、同条中「第二章指定有形文化財に關する」を「第二章第一節の」に改める。

第四章に次の一節を加える。

第二節 登録有形民俗文化財

(現状変更の届出)

第二十一条の二 条例第三十二条の二第三項において準用する条例第十九条の五第一項の規定による現状変更の届出は、登録有形民俗文化財現状変更届出書（別記第十六号様式の五）によるものとする。

2 第十七条の九第二項の規定は、前項の届出に係る事項の変更について準用する。
(現状変更の届出を要しない場合)

第二十一条の三 条例第三十二条の二第三項において読み替えて準用する条例第十九条の五第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、現状変更に関し次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 登録有形民俗文化財の価値に影響を及ぼすことなく、当該登録有形民俗文化財の現状変更を行うとき。

二 登録有形民俗文化財が毀損しており、又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執るとき。

三 非常災害のために必要な応急措置を執るとき。

四 他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執るとき。

(準用)

第二十一条の四 第十七条の二から第十七条の八までの規定は、登録有形民俗文化財について準用する。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 記念物

第五章中第二十二条の前に次の節名を付する。

第一節 指定史跡名勝天然記念物

第二十五条中「第三十八条第二項ただし書の規定による許可を受けることを要しない場合は、」を「第三十八条第一項ただし書に規定する維持の措置は、現状変更のうち」に、「の一」を「に掲げる場合のいずれか」に、「場合と」を「ものと」に改め、同条第一号中「き損し」を「毀損し、」に、「指定後において」を「史跡、名勝又は天然記念物の」に改め、同条第二号中「き損し」を「毀損し、」に、「当該き損」を「当該毀損」に、「をする」を「を執る」に改め、同条第三号中「き損し」を「毀損し、」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(準用)

第二十五条の二 第四条から第六条まで及び第十二条の規定は、指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第五章に次の一節を加える。

第二節 登録記念物

(現状変更の届出)

第二十六条の二 条例第三十九条の三において準用する条例第十九条の五第一項の規定による現状変更の届出は、登録記念物現状変更届出書（別記第十八号様式）によるものとする。

2 第十七条の十第二項の規定は、前項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

(維持の措置の範囲)

第二十六条の三 条例第三十九条の三において準用する条例第十九条の五第一項ただし書に規定する維持の措置は、現状変更のうち次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するものとする。

- 一 登録記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該登録記念物をその登録当時の原状（登録記念物の現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。
- 二 登録記念物が毀損し、若しくは衰亡している場合又は登録記念物が毀損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合において、当該毀損又は衰亡の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執るとき。
- 三 登録記念物の一部が毀損し、若しくは衰亡している場合又は登録記念物の一部が毀損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合であり、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(土地の所在等の異動の届出)

第二十六条の四 条例第三十九条の三において準用する条例第三十七条の規定による土地の所在等の異動の届出は、登録記念物所在異動届出書（別記第十九号様式）によるものとする。

(準用)

第二十六条の五 第十七条の四から第十七条の六までの規定は、登録記念物について準用する。

第二十七条の見出しを「(準用)」に改め、同条中「第三章の指定無形文化財」を「第三章第一節」に改める。

第二十九条中「指定」の下に「、登録」を加える。

別記第十一号様式の次に次の八様式を加える。

第十一号様式の二（第十七条の二及び第二十一条の四）

（表）



千葉県登録有形文化財 登録証
千葉県登録有形民俗文化財

（登録年月日）

（登録番号）

（名称）

（員数）

（構造、形式及び大きさ若しくは寸法、重量、材質その他の特徴又は内容を示す事項）

上記の文化財を千葉県文化財保護条例第19条の2第1項（第32条の2第1項）の規定により千葉県登録有形文化財（千葉県登録有形民俗文化財）として登録したことを証する。

年 月 日

千葉県教育委員会 

(裏)

所有者の氏名又は名称	
所有者の住所	
千葉県登録有形文化財（千葉県登録有形民俗文化財）の所在の場所	
交付又は再交付の年月日	

変更事項	変更後の所有者の氏名又は住所等	変更の年月日

備考 次の場合は、千葉県登録有形文化財（千葉県登録有形民俗文化財）登録証を添えて届け出てください。

- 1 千葉県登録有形文化財（千葉県登録有形民俗文化財）の所有者が変更したとき。
- 2 千葉県登録有形文化財（千葉県登録有形民俗文化財）の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 3 千葉県登録有形文化財（千葉県登録有形民俗文化財）の所在の場所を変更しようとするとき。

第十一号様式の三（第十七条の三及び第二十一条の四）

登録証再交付申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

住 所
所有者
氏 名

登録証の滅失（毀損）（亡失）（盗難）をしましたので、再交付願いたく下記により申請します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 滅失（毀損）（亡失）（盗難）の年月日
- 4 滅失（毀損）（亡失）（盗難）の状況
- 5 その他参考となる事項

注 この申請書には、事実を証するに足る書類又は毀損した登録証を添付すること。

第十一号様式の四（第十七条の四、第二十一条の四及び第二十六条の五）

登録有形文化財
登録有形民俗文化財 管理責任者選任（解任）届出書
登録記念物

年 月 日

千葉県教育委員会 様

住 所
所有者
氏 名

下記のとおり登録有形文化財（登録有形民俗文化財）（登録記念物）の管理責任者を選任（解任）しましたので、届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 所在の場所
- 4 管理責任者の氏名（名称）及び住所
- 5 選任（解任）の年月日
- 6 選任（解任）の事由
- 7 その他参考となる事項

注 解任届の場合は、7を「新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項」と読み替えるものとする。

第十一号様式の五（第十七条の五第一項、第二十一条の四及び第二十六条の五）

登録有形文化財
登録有形民俗文化財 所有者変更届出書
登録記念物

年 月 日

千葉県教育委員会 様

住 所
所有者
氏 名

下記のとおり登録有形文化財（登録有形民俗文化財）（登録記念物）の所有者に変更がありましたので、届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 所在の場所
- 4 旧所有者の氏名（名称）及び住所
- 5 変更の年月日
- 6 変更の理由
- 7 その他参考となる事項

注 この届出書には、所有権の移転を証明する書類を添付すること。

第十一号様式の六（第十七条の五第二項、第二十一条の四及び第二十六条の五）

登録有形文化財
登録有形民俗文化財 所有者氏名等変更届出書
登録記念物

年 月 日

千葉県教育委員会 様

住所
所有者（管理責任者）
氏名

下記のとおり氏名（名称）（住所）を変更しましたので、届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 所在の場所
- 4 所有者（管理責任者）の旧氏名（名称）（住所）
- 5 所有者（管理責任者）の新氏名（名称）（住所）
- 6 変更の年月日
- 7 その他参考となる事項

第十一号様式の七（第十七条の六、第二十一条の四及び第二十六条の五）

登録有形文化財
登録有形民俗文化財 滅失（毀損）（亡失）（盗難）届出書
登録記念物

年 月 日

千葉県教育委員会 様

住 所
所有者（管理責任者）
氏 名

下記のとおり登録有形文化財（登録有形民俗文化財）（登録記念物）が滅失（毀損）（亡失）（盗難）しましたので、届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
 - 2 登録年月日及び登録番号
 - 3 所在の場所
 - 4 滅失（毀損）（亡失）（盗難）日時及び場所
 - 5 登録記念物の場合は、滅失（毀損）（亡失）（盗難）当時における管理の状況
 - 6 滅失（毀損）（亡失）（盗難）の原因及び現状
 - 7 登録記念物の毀損の場合は、毀損の結果当該登録記念物とその保存上受ける影響
 - 8 滅失（毀損）（亡失）（盗難）の事実を知った日
 - 9 滅失（毀損）（亡失）（盗難）の事実を知った後に執られた措置
 - 10 その他参考となる事項
- 注 登録記念物の場合は、写真（キャビネ版）又は見取図その他毀損の状態を示す書類を添付すること。

第十一号様式の八（第十七条の七及び第二十一条の四）

登録有形文化財
登録有形民俗文化財 所在場所変更届出書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

住 所
所有者（管理責任者）
氏 名

下記のとおり登録有形文化財（登録有形民俗文化財）の所在の場所を変更したいので、
届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 現在の所在の場所
- 4 変更後の所在の場所
- 5 変更しようとする年月日
- 6 変更しようとする理由
- 7 現在の所在の場所に復すること又は現在の所在の場所が登録証記載の所在の場所と異なる場合において当該登録証記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
- 8 その他参考となる事項

第十六号様式之二（第十九条の二第二項第一号）

登録無形文化財保持者（保持団体）氏名等変更届出書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

住 所（事務所の所在地）
保持者（保持団体）
氏 名

下記のとおり氏名（芸名）（雅号）（名称）（代表者）（構成員）（住所）（事務所の所在地）を変更しましたので、届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 認定年月日
- 4 変更前の氏名（芸名）（雅号）（名称）（代表者）（構成員）（住所）（事務所の所在地）
- 5 変更後の氏名（芸名）（雅号）（名称）（代表者）（構成員）（住所）（事務所の所在地）
- 6 変更の年月日
- 7 その他参考となる事項

第十六号様式の三（第十九条の二第二項第二号）

登録無形文化財保持者故障届出書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

保持者（後見人） 住 所
氏 名

下記のとおり登録無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたので、届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 認定年月日
- 4 心身の故障の生じた年月日
- 5 心身の故障の状況
- 6 その他参考となる事項

第十六号様式の四（第十九条の二第二項第三号）

登録無形文化財保持者（保持団体）死亡（解散）届出書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

住 所（事務所の所在地）
相続人（代表者）
氏 名

下記のとおり登録無形文化財の保持者（保持団体）が死亡（解散）しましたので、届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 認定年月日
- 4 死亡（解散）年月日
- 5 保持者（保持団体）の氏名（名称）及び住所（事務所の所在地）
- 6 その他参考となるべき事項

第十六号様式の五（第二十一条の二第一項）

登録有形民俗文化財現状変更届出書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

住 所

氏 名

下記のとおり登録有形民俗文化財の現状変更をしたいので、届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
 - 2 登録年月日及び登録番号
 - 3 所在の場所
 - 4 所有者の氏名（名称）及び住所
 - 5 管理責任者がある場合は、その氏名（名称）及び住所
 - 6 現状変更を必要とする理由
 - 7 現状変更の内容及び実施の方法
 - 8 現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
 - 9 現状変更の着手及び終了の予定時期
 - 10 その他参考となる事項
- 注 この届出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付するものとする。
- (1) 現状変更の設計仕様書、設計図又は計画書
 - (2) 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
 - (3) 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

別記様式十七の申請書に添付するものとする。

第十八号様式（第二十六条の二第一項）

登録記念物現状変更届出書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

住 所

氏 名

下記のとおり登録記念物の現状変更をしたいので、届け出ます。

記

- 1 名称
 - 2 登録年月日及び登録番号
 - 3 所在地
 - 4 所有者の氏名（名称）及び住所
 - 5 権原に基づく占有者の氏名（名称）及び住所
 - 6 管理責任者がある場合は、その氏名（名称）及び住所
 - 7 現状変更を必要とする理由
 - 8 現状変更の内容及び実施の方法
 - 9 現状変更により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更が登録記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 10 現状変更の着手及び終了の予定時期
 - 11 現状変更に係る地域の地番
 - 12 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名（名称）及び住所
 - 13 その他参考となる事項
- 注 この届出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付するものとする。
- (1) 現状変更の設計仕様書及び設計書
 - (2) 現状変更に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図
 - (3) 現状変更に係る地域の写真
 - (4) 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
 - (5) 届出者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の意見書

第十九号様式（第二十六条の四）

登録記念物所在異動届出書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

所有者（管理責任者） 住 所
氏 名

下記のとおり登録記念物の地域内の土地について、土地の所在（地番）（地目）（地積）に異動がありましたので、届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 所有者の氏名（名称）及び住所
- 4 管理責任者がある場合は、その氏名（名称）及び住所
- 5 異動前の土地の所在（地番）（地目）（地積）
- 6 異動後の土地の所在（地番）（地目）（地積）
- 7 異動を生じた年月日
- 8 異動を生じた理由
- 9 その他参考となる事項

注 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を添付すること。

添 付

1. 登記簿謄本
2. 地籍図
3. 地積測量図
4. 地積測量図の写本